2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録を送付してしなければならない。ただし、原裁判所が家事審判事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

3　抗告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による家事審判事件又は抗告事件の記録の送付を受けたときは、速やかに、その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

4　第二項ただし書の規定により抗告事件の記録のみが送付された場合において、抗告裁判所が同項の家事審判事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（特別抗告の抗告理由書の写しの送付・法第九十四条等）

第六十六条　抗告裁判所は、原裁判所から事件の送付を受けた場合には、特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、特別抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならない。

（執行停止の申立ての方式・法第九十五条）

第六十七条　法第九十五条第一項ただし書の申立ては、書面でしなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六条）

第六十八条　第五十四条、第五十九条及び第六十条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第五十九条中「審判書」とあるのは、「原審の裁判書」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

第三目　許可抗告

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八条）

第六十九条　第五十四条及び第五十九条から第六十七条までの規定は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第五十四条中「審判に対する即時抗告」とあり、並びに第六十一条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条第一項中「特別抗告」とあるのは「法第九十七条第二項の申立て」と、第五十四条及び第六十一条中「抗告状」とあるのは「法第九十七条第二項の規定による許可の申立書」と、第五十九条中「審判書」とあるのは「原審の裁判書」と、第六十一条から第六十三条までの規定中「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と、第六十一条中「抗告理由書」とあり、並びに第六十三条及び第六十六条中「特別抗告の抗告理由書」とあるのは「法第九十七条第二項の申立てに係る理由書」と、第六十二条及び第六十五条第一項中「抗告状却下」とあるのは「法第九十七条第二項の規定による許可の申立書の却下」と、第六十二条中「法第九十六条第一項において準用する法第八十七条第三項の規定による抗告却下」とあり、及び第六十五条第一項中「抗告却下」とあるのは「法第九十七条第二項の申立ての却下若しくは不許可」と、第六十六条中「特別抗告が不適法であるとき又は特別抗告」とあるのは「法第九十七条第二項の申立てが不適法であるとき又は同項の申立て」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第九十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第九十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十九条第一項において読み替えて準用する同規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）」又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十九条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「家事事件手続法第九十七条第二項の規定による申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「家事事件手続規則第六十九条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

第二款　審判以外の裁判に対する不服申立て

（抗告状の記載事項・法第九十九条）

第七十条　審判以外の裁判に対する即時抗告をするときは、抗告状には、原裁判の取消し又は変更を求める事由を具体的に記載しなければならない。

（即時抗告の提起に係る記録の送付・法第九十九条）

第七十一条　審判以外の裁判に対する即時抗告（第三項の即時抗告を除く。）があった場合において、原裁判所が家事審判事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、次条において準用する第五十六条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の家事審判事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

3　法第四十七条第十項の規定による即時抗告があったときは、次条において準用する第五十六条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

4　前項の場合には、同項の記録に、抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならない。

（審判に対する不服申立ての規定の準用・法第百二条）

第七十二条　前款の規定（第五十四条（第六十八条第一項及び第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条及び第五十八条の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

第三節　再審

（再審の手続・法第百三条）

第七十三条　再審の申立書には、不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならない。

2　前項に規定するほか、再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における家事審判の手続に関する規定を準用する。

（法第百四条第一項の申立て）

第七十四条　法第百四条第一項の規定による申立てについては、第六十七条の規定を準用する。

第四節　審判前の保全処分

（審判前の保全処分の手続・法第百六条等）

第七十五条　審判前の保全処分の申立ての取下げについては、第五十二条第一項の規定は、適用しない。ただし、その取下げが、家庭裁判所（法第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所）が審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し当該事件が係属したことを通知し、又は審判前の保全処分を告知した後にされたものである場合は、この限りでない。

2　第六十七条の規定は、法第百十一条第一項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについて準用する。

3　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第二条、第十二条及び第十七条の規定は審判前の保全処分に関する手続における担保について、同規則第十八条から第二十条までの規定（これらの規定（同規則第十九条第一項を除く。）を同規則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同規則第二十二条の規定は審判前の保全処分について、同規則第二十四条第二項及び第二十七条第一項の規定は審判前の保全処分の取消しの申立てについて準用する。この場合において、同規則第二十七条第一項中「第九条第二項第二号又は第六号」とあるのは、「家事事件手続法第七十六条第二項第二号又は第三号」と読み替えるものとする。